

社会保険おきなわ

2021. 9 No.494

今月の記事

年金事務所からのお知らせ

4p - 5p 「在職老齢年金」

～働きながら年金を受け取る時の注意事項～

10p 「年金事務の口座振替と電子申請」

是非ご利用ください

協会けんぽ沖縄支部からのお知らせ

8p - 9p 「うちなー健康経営宣言」

従業員が元気になるために

沖縄県社会保険協会からのお知らせ

コラム 「女性が働きがいのある職場づくりのヒント」 2p - 3p

～女性のこころと体の健康～ (前編)

「職場の健康づくりをお手伝いします！」 6p

「健康づくりDVDの無料貸出」 7p

「2021年度社会保険協会会費納入の御礼とお願い」 11p

社会保険Q&A 「教えて城間先生!!」 12p

職場内で回覧しましょう

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----



column 「女性が働きがいのある職場づくりのヒント」
 ～女性のこころと体の健康～（前編）

1 すべての女性がいきいきと活躍する社会へ

いま女性が活躍し働きがいのある職場づくりが企業に求められています。

働く意欲・能力のある女性が活躍できる社会を目指して2016年に「女性活躍推進法」がスタートしました。国は女性活躍推進には「女性特有の健康課題」への対応が不可欠とし、企業が取り組む健康経営にも「女性の健康支援」を重点化して盛り込んでいます。

しかし課題も多く、妊娠や出産などのライフイベントで離職した女性の割合は2018年の男女共同参画局の調査では約5割と依然高い傾向にあります。働く意欲・能力のある女性が活躍できない社会は、女性自身はもちろん企業にとっても大きな損失です。

今回は女性が働きがいのある職場づくりのヒントについて、前編・後編に分けてお話しをさせていただきます。（後編は社会保険おきなわ11月号に掲載させていただきます）

2 女性がいきいきと働き続けるためのヒント

女性の仕事と健康に関する意識調査の結果から、女性が働きがいのある職場づくりのヒントが見えてきます。

「働く女性の仕事と健康に関する調査」より分かったこと。

- 女性特有の症状により「生産性低下」を自覚するのは月経症状で約7割、更年期症状で約5割。
 - 女性の長く働き続けられる自信は「健康状態」と「会社の制度への満足度」が支えている。
 - 健康に勤務するためには「職場の男性（上司・同僚）の女性特有症状への理解」が必要と回答。
 - ヘルスリテラシーが高い女性ほど健康で働き続けられる自信が高い。
- （働く女性の仕事と健康に関する調査）2019年9月3日 日経BP総研メディカル・ヘルスラボより）

3 女性のこころと体の健康への理解

まずは女性のこころと体の健康について正しく理解することからはじめましょう。

女性ホルモンのこころと体への影響

女性ホルモンは女性のこころと体にとって様々な影響を与える重要なホルモンです。女性ホルモンにはエストロゲンとプロゲステロンの2種類があり、女性の健康な体を維持して命を育む働きがあります。（図1）

女性ホルモンは脳の視床下部から指令を受け

て分泌されます

が、この視床下部はストレスの影響を強く受ける場所です。視床下部がストレスによる打撃を受けると、女性ホルモンへの指令が正常に出せなくなるので、月経不順など様々な不調をきたします。女性ホルモンにとってストレスは大敵！規則正しい生活習慣とたっぷりの睡眠・休息でストレス緩和を心がけましょう。

女性ホルモンの変化
 ・女性の1ヶ月は女性ホルモンの影響を受けて、女性の1ヶ月は女性ホルモンの影響を受けて、

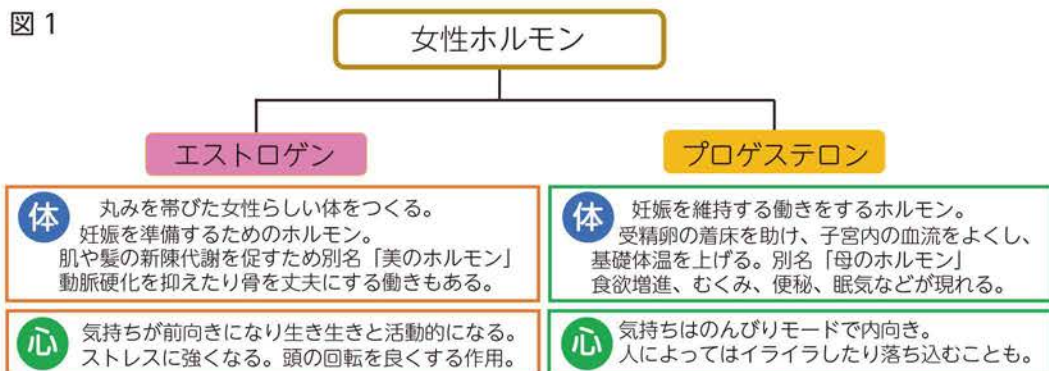
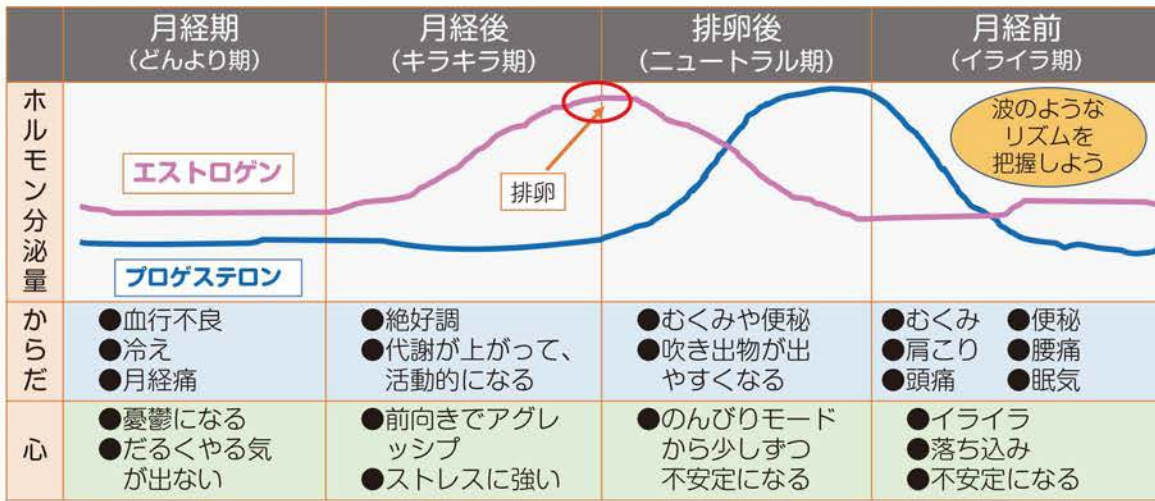


図2



この波のような変化をおこします。(図2) この波のような揺らぎは女性ホルモンが正常に分泌されている証拠でもあります。

女性ホルモンの変化を理解すると、自分自身でも体調の変化を予測出来ます。気持ちの落ち込みや原因不明のイライラが女性ホルモンの影響であることに気づけると、漠然とした不安や不必要に自分を責めることが少なくなります。女性ホルモンの変化を知って、ご自身のこのところと体と上手に付き合っていきましょう。

・女性の一生と女性ホルモンとの関係

女性は一生を通して女性ホルモンの影響を受けます。特に働き盛り世代の女性は、女性ホルモンの分泌が安定する成熟期から減少する更年期まで大きく変化します。

◎成熟期・20代～30代半ばは女性ホルモンの分泌が最も安定する時期で妊娠出産に適した体になります。仕事のキャリアアップの時期と、女性のライフイベントが重なることも多いです。30代半ばからは卵巣の働きが衰え始め、女性ホルモンは減少傾向に。

◎更年期…閉経前後の40代後半～50代。月経周期の乱れから始まり、約1年月経がこないと閉経と考えます。女性ホルモンの減少による様々な不調(ほてり・めまい・イライラ・落ち込み等)が出やすくその症状には個人差があります。

☆更年期は「Change of life」:更年期を女性性の喪失とネガティブに受け止める人も多いですが、「子育ての卒業」「月経からの解放」とポジティブに受け止めることもできます。更年期は英語で「Change of life」とも訳されます。この言葉のよ

新しい人生をスタートするための準備」と受け止めて、女性の生と性の変化を楽しみながら人生を謳歌していきましょう。

「前編をお読みいただいていたかでしたか?」

女性のこのところと体の健康と女性ホルモンとの関係についてお話しをしました。女性がいきいきと働き続けられる社会は、女性のこのところと体の健康について正しく理解することが基本となります。

次号では女性特有の健康課題と働きがいのある職場づくりについてお話しをさせていただきます。

参考文献

1)「はたらくを支える!女性のメンタルヘルス」

丸山 総一郎編著

2)「これってホルモンのしわざだったのね 女性ホルモンと上手に付き合うコツ」

松村 圭子著

プロフィール

千葉 千尋氏



岩手県出身 保健師
行政の保健師として地域住民の健康の保持増進・疾病予防に関わり、子どもから高齢者まで多世代を対象にした相談支援と地域のネットワークづくりに携わる。2018年から現在は働き盛り世代の人たちの心と体の健康づくりと職場環境改善を支援する機関で産業保健専門職として活動中。

お知らせです。 /

がら年金を受け取る時)



■ 65歳以降の在職老齢年金の計算方法

基本月額

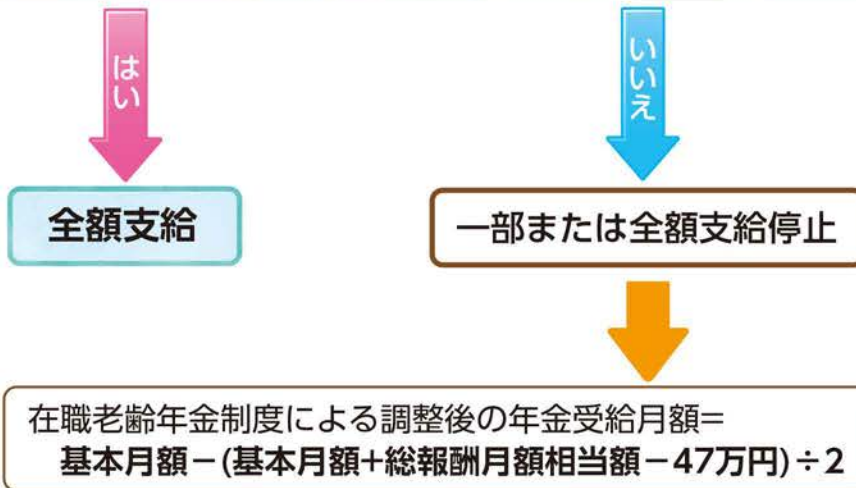
→ 加給年金額を除いた老齢厚生年金(報酬比例部分)の月額

総報酬月額相当額

→ (その月の標準報酬月額※)+(その月以前1年間の標準賞与額※の合計)÷12

※70歳以上の方は、厚生年金保険に加入しないため、標準報酬月額、標準賞与額に相当する額となります。

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円以下ですか？



- * 厚生年金基金に加入していた期間がある場合は、厚生年金基金に加入しなかったと仮定して計算した老齢厚生年金の年金額をもとに、基本月額を算出します。
- * 年金受給月額がマイナスになる場合は、老齢厚生年金(加給年金額を含む)は全額支給停止となります。
- * 老齢基礎年金および経過的加算額は、全額支給となります。
- * 70歳以上の方は、厚生年金保険に加入しないため保険料の負担はありません。
- * 日本年金機構と共済組合等から複数の老齢厚生年金(退職共済年金)を受け取っている場合の支給停止額は、それぞれの老齢厚生年金の額に応じて按分した額をそれぞれ支給停止します。

■ 在職老齢年金を受けている方が退職したとき

厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受けている70歳未満の方が、退職して1ヵ月を経過したとき、退職した翌月分の年金額から見直されます。

- ・ 年金額の一部または全額の支給停止がなくなり、全額支給されます。
- ・ 年金額に反映されていない退職までの厚生年金保険に加入していた期間を追加して、年金額の再計算が行われます。

※退職して1ヵ月以内に再就職し、厚生年金保険に加入したとき(転職など)は、引き続き在職老齢年金としての支払いが行われます。

※70歳以上の期間は、厚生年金保険に加入されていないため、年金額の計算には反映しません。

※退職により厚生年金保険の加入期間が20年以上になると、加給年金額が支給される場合があります。その際は、別途、手続きが必要となります。

在職老齢年金（働きな

70歳未満の方が会社に就職し厚生年金保険に加入した場合や、70歳以上の方が厚生年金保険の適用事業所にお勤めになった場合には、老齢厚生年金の額と給与や賞与の額(総報酬月額相当額)に応じて、年金の一部または全額が支給停止となる場合があります。これを「在職老齢年金」といいます。

■ 60歳から65歳になるまでの在職老齢年金の計算方法

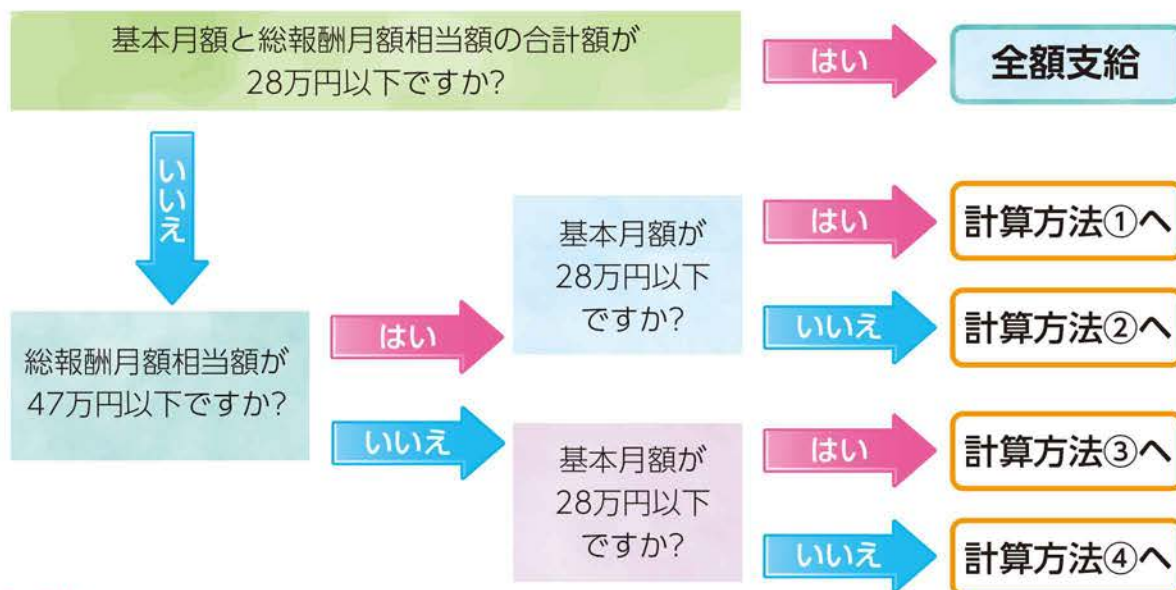
基本月額

→ 加給年金額を除いた特別支給の老齢厚生年金の月額

(日本年金機構と共済組合等から複数の老齢厚生年金(退職共済年金)がある場合にはすべての老齢厚生年金の額を合計したものの月額)

総報酬月額相当額

→ (その月の標準報酬月額)+(その月以前1年間の標準賞与額の合計)÷12



〈計算方法〉

在職老齢年金制度による調整後の年金受給月額＝

計算方法①:基本月額－(総報酬月額相当額+基本月額－28万円)÷2

計算方法②:基本月額－総報酬月額相当額÷2

計算方法③:基本月額－{(47万円+基本月額－28万円)÷2+(総報酬月額相当額－47万円)}

計算方法④:基本月額－{47万円÷2+(総報酬月額相当額－47万円)}

* 厚生年金基金に加入していた期間がある場合は、厚生年金基金に加入しなかったと仮定して計算した老齢厚生年金の年金額をもとに、基本月額を算出します。

* 年金受給月額がマイナスになる場合は、老齢厚生年金(加給年金額を含む)は全額支給停止となります。

* 日本年金機構と共済組合等から複数の老齢厚生年金(退職共済年金)を受け取っている場合の支給停止額は、それぞれの老齢厚生年金の額に応じて按分した額をそれぞれ支給停止します。

お問い合わせ先は、各年金事務所のお客さま相談室です。(自動音声案内1番→2番)

那覇 098-855-1111

沖縄県社会保険協会 会員限定

職場の健康づくりをお手伝いします!

～沖縄県社会保険協会では、
職場で働く皆さまの健康管理・保持・増進など、
健康づくりの支援事業を行っています～

◇健康づくり講師の派遣◇

職場で働く皆様の健康づくりをサポートするため、保健・栄養・運動など、それぞれの専門講師が、あなたの職場に伺います。

職場内で健康づくりをお考えの方、この機会に是非ご利用ください!

【講演内容：例】

保健師 ・生活習慣病の予防講習 ・健康相談 (血圧・体脂肪等測定)	管理栄養士 ・食事と健康 ・ヘルシー献立の立て方 (食事ダイエット法)	健康運動指導士 ・健康体操 (腰痛・肩こり予防) ・すぐ出来るストレッチ	その他専門家 ・セクハラ、パワハラ ・メンタルヘルス ・ソーシャルワーク
---	---	--	--

◆講師の派遣費用は**無料**です。(講師の確保・調整のため1ヶ月前までにお申し込みください。)

◆講習の時間は1～2時間程度です。

◆受講者は、20名様以上でお願いします。

◆申込方法は、下記「申込書」によりFAXまたはEメールでお申込み下さい。

※zoomなどのオンラインを利用した講習も可能ですので、お気軽にご相談ください。

なお、新型コロナウイルスの感染状況により会員事業所様および関係者の健康・安全面を第一に考慮し、対応できない場合がございますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

「職場の健康づくり」講師派遣申込書

FAX : 098-861-2682 または
E-mail: okisyakyo@ryucom.ne.jp

所在地	〒 _____				
事業所名	(担当者氏名)				
電話番号	(E-mail 又はFAX)				
実施希望年月日	令和 _____ 年	_____ 月	_____ 日 ()	午前・午後	_____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分
受講者予定数	男性 _____ 名	女性 _____ 名	合計 _____ 名		
実施場所	会場名 _____ 住所 _____ (講師用駐車場: <input type="checkbox"/> 有り・ <input type="checkbox"/> 無し)				
希望講師	※希望の講師に <input checked="" type="checkbox"/> 印をお願いします。 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 管理栄養士 <input type="checkbox"/> 健康運動指導士 <input type="checkbox"/> その他専門家 (_____)				
希望講習内容	※具体的な講習内容については、講師と打合わせさせていただきます。				

沖縄県社会保険協会 会員限定

健康づくりDVDの無料貸出

沖縄県社会保険協会では、職場の皆様の健康づくりの啓発に使用されるよう、健康づくりに関するDVDを無料で貸出しております。

健康づくりに取り組む事業所向け

- ①はじめてのウォーキング&ジョギング
- ②若々しい体をキープ! エクササイズ&ダイエット
- ③Good-byeストレス
- ④正しく知れば怖くないがんのお話
- ⑤防ごう! メタボリック・シンドローム 内臓脂肪をやっつけろ!
- ⑥メタボリック・シンドロームを予防するボディ・デザイン体操
- ⑦死の四重奏(肥満・高血圧・糖尿病・高脂血症)
- ⑧見直そう! あなたの生活習慣あなたの一日を再点検(食事・アルコール・たばこ・歯周病)
- ⑨見直そう! あなたの生活習慣あなたの一週間を再点検(運動と休養など)
- ⑩クイズで考える健診結果の見方、活かし方(メタボリックシンドローム)
- ⑪クイズで考える健診結果の見方、活かし方(血圧)
- ⑫クイズで考える健診結果の見方、活かし方(血糖値)
- ⑬クイズで考える健診結果の見方、活かし方(脂質・LDLコレステロール)
- ⑭熱中症はこわくない予防対策10か条
- ⑮VDT&パソコン作業の疲労回復
- ⑯腰痛を防ぐ職場の腰痛対策ストレッチング
- ⑰トータル・ヘルスプロモーションのための健康サポート体操

★上映時間:約30分程度
★借用時間:1週間程度
(詳細はHPをご参照ください)



新しいDVDをご用意しました!

New!

職場のハラスメント対策

- ①見て分かるパワーハラスメント対策 気づこう! パワーハラスメント
- ②見て分かるパワーハラスメント対策 管理職がパワーハラ加害者にならないために
- ③パワーハラスメントを考える パワハラを正しく理解するために
- ④パワーハラスメントを考える パワハラにならない叱り方
- ⑤セクハラを生まない職場コミュニケーション対策①コミュニケーションに潜むセクハラ危険
- ⑥セクハラを生まない職場コミュニケーション対策②事例で考える職場のコミュニケーションとセクハラ
- ⑦職場のハラスメント基礎講座 ~セクハラ・パワハラ・マタハラ~



New!

元気な職場をつくるメンタルヘルス関連

- ⑤自分の健康は自分で守る ~セルフケアとは何か~
- ⑥自分でできるストレスコントロール
- ⑦働く人の睡眠と健康 あなたの睡眠、足りてますか?
- ⑧働く人の睡眠と健康 快眠習慣のための10の方法
- ⑨ストレスと上手につきあう方法 ~気づきとセルフコントロール~
- ⑩ストレス時代のラインによるケア ~職場風土づくりと管理職~
- ⑪こうすればできる! 職場復帰 - 受け入れる職場の心得 -
- ⑫管理職によるメンタルヘルス - 傾聴するコミュニケーション -
- ⑬ストレス1日決算主義のセルフケア
- ⑭ストレス・コーピングによるセルフケア ~ストレスに上手に対処する方法~
- ⑮ストレスチェックを活用したセルフケア



新しいDVDをご用意しました!

New!

New!

健康づくりDVD借用申込書

FAX 098-861-2682
E-mail: okisyakyo@ryucom.ne.jp

1.借用DVD

申込日: 年 月 日

番号	タイトル

2.借用の期間

年 月 日 ~ 年 月 日 ※1週間程度の借用をお願いします。

3.視聴者

人数(予定) 名

4.借用者

事業所名

所在地 〒

ご利用方法

電話番号 () - 担当者名

- 1.上記の申込書をFAXまたはE-mailでお申込 2.協会からDVDを郵送 3.ご使用後は同封のレターパックに入れてポスト投函

からのお知らせです。 /

健康経営宣言参加の手続き

手続きはとっても簡単♪

1
事業所に健康づくり
担当者として
「健康保険委員※1」
を配置。

2
申請書に
代表者メッセージ
※2 を記載し、宣言
する取り組み内容を
社内で決定します。

3
申請書を協会けん
ぽまたは沖縄労働
局へ提出。

4
「宣言証」が届い
たら社内へ掲示。

健康経営
宣言完了!

- ※1 健康保険委員の登録がない場合、別に健康保険委員就任のための「同意書」の提出が必要となります（「同意書」はホームページから取得または当協会支部までご連絡いただければ送付致します。）
- ※2 代表者メッセージは必須となります。代表者メッセージ・宣言項目等でお困りの場合は、協会けんぽまでご相談ください。

「健康経営に取り組む！」という意思表示を！

申請書はコチラから！

まずは「健康経営に取り組む！」という意思表示として
うちな一健康経営宣言登録申請書を提出し、この機会に
「うちな一健康経営宣言」にぜひご参加ください。



※FAX または郵送にて提出をお願いします。

「健康経営」の取り組みを評価する制度があります！



健康経営優良法人認定制度

健康宣言をした事業所のうち、特に優秀な健康経営に取り組んでいる中小企業、中小規模の医療法人を経済産業省が定めた基準に基づき認定する制度です。



沖縄県健康づくり表彰 (がんじゅうさびら表彰)

職場の健康づくりに積極的に取り組んで顕著な実績を上げた事業所や地域団体に対して県知事より表彰されます。

◀ 「うちな一健康経営宣言」に関するお問い合わせ先 企画総務グループ ☎098-951-2211 音声ガイダンス4番▶

お問い合わせ先



全国健康保険協会 沖縄支部
協会けんぽ

〒900-8512 那覇市旭町114-4 おきでん那覇ビル8階
☎098-951-2211 (代表) 受付時間/8:30~17:15 (土日祝日・年末年始除く)

協会けんぽ 沖縄

検索

協会けんぽではメールマガジンを配信しています。
健康保険、健康づくりに関する最新情報をお届け
します

登録は簡単3STEP

①登録画面
へアクセス

②新規登録
をクリック

③登録情報
を入力

スマートフォンの方は二次元バーコード
でアクセス!



～ 5 者による包括的連携協定に基づく～

『うちなー健康経営宣言』

始まっています！

これまで協会けんぽ沖縄支部では、健康経営®に取り組む事業所を『福寿うちなー健康宣言事業所』として認定・サポートする事業を行ってまいりました。

令和3年4月より沖縄県内の働き盛り世代における健康づくりをサポートするため、令和3年3月に「沖縄県」「沖縄労働局」「沖縄県医師会」「沖縄産業保健総合支援センター」「全国健康保険協会（協会けんぽ）沖縄支部」の5者にて包括的連携に関する協定を締結し、これを機に、沖縄労働局で行っていた、「ひやみかち健康経営宣言」と協会けんぽ沖縄支部の「福寿うちなー健康宣言」を「うちなー健康経営宣言」へ統一しました。

この5者により、これまで以上に事業所様への健康づくりのサポートが可能になります。



UCHINA

うちなー健康経営宣言

「健康経営®」とは…

従業員の健康を重要な経営資源と捉え積極的に従業員の健康増進に取り組む企業経営スタイルです。

※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標

従業員が
元気になる

健康経営のメリット

- ① 「プレゼンティーズム※」コストの削減
- ② 労働生産性の向上
- ③ 社会的評価の獲得（企業イメージの向上）
- ④ 優秀な人材の獲得

※出勤はしているものの、体調が優れず生産性が低下している状態

業績向上
企業価値向上

健康経営に取り組み従業員が元気になることで、事業所の生産性の向上などさまざまな効果が見込まれ、さらに医療費の適正化、健康保険料上昇の抑制にもつながります。

健康経営の考え方は、これからの企業経営において重要な位置付けとなります。「従業員の健康増進が企業の発展につながる」という認識のもと、まずは「うちなー健康経営宣言」に参加してみませんか。



うちなー
健康経営宣言

＼年金事務所からのお知らせです。／

社会保険料の納付には口座振替をご利用ください!

- 毎月、金融機関に出向く必要がないので便利です。
- 口座振替手数料のご負担は不要です。
- 全国の金融機関がご利用になれます。
⇒銀行、信用金庫、労働金庫、農協、ゆうちょ銀行等の口座から振替が可能です。
※イオン銀行以外のインターネット専業銀行等、一部お取り扱いの出来ない金融機関がございます。
- 毎月末日に、前月分の保険料をご指定の口座からお引き落としします。
※『末日』が土日祝祭日に当たる場合は翌営業日のお引き落としになります。
※振替当日の残高が不足していた等の事情で口座振替が出来なかった場合は、後日、送付される納付書にて、金融機関等の窓口で納付していただくことになります。
○口座振替を希望される場合や、不明な点等がございましたら、管轄の年金事務所へお問い合わせください。



事業主の皆さまへ

社会保険手続きは 電子申請 でカンタンに!

電子申請とは、申請・届出を紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。
なお、2020年4月から特定の事業所について**電子申請の義務化**が始まっています。



電子申請のメリットって何ですか?

※詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

24時間365日いつでもどこでも申請可能です。郵送費などのコスト削減も期待できます。



お金はかかりますか?

GビズIDを使うと手数料なしで電子申請を始めることができます。



電子申請のやり方がわかりません

日本年金機構ホームページに利用手順を掲載しています。併せて**利用手順の説明動画も掲載しています。ぜひ、ご覧ください。**



<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

日本年金機構 電子申請

検索



電子申請がいちばん早い!

■電子申請なら紙や電子媒体で申請されたものよりも早く処理がされます。
例えば、保険証は紙で申請されるより電子申請の方が**3～4日早く届きます。ぜひ電子申請をご利用ください!**

令和2年11月より、さらに電子申請が利用しやすくなりました!

e-Govでの申請にGビズIDを利用できるようになりました。ぜひご利用ください!

ご提出にあたりご不明な点は、『電子申請相談チャット』へ!

日本年金機構ホームページでは、電子申請に関するよくあるお問合わせに自動でお答えする**電子申請相談チャット**を開設しています。24時間いつでも対応していますので、ぜひご利用ください。

お電話での電子申請のご利用に関するお問合わせ先はこちらです
【ねんきん加入者ダイヤル(日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口)】
0570-007-123(ナビダイヤル)→**[2番]をお選びください**
050から始まる電話でおかけになる場合は、
03-6837-2913→**[2番]をお選びください**

<受付時間>
月～金曜日：午前8時30分～午後7時
第2土曜日：午前9時30分～午後4時
※ 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日
～1月3日はご利用いただけません。

～社会保険協会からのお知らせ～

2021年度 社会保険協会会費納入の御礼とお願い

2021年度も社会保険協会会費の納入につきましてはご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

納入がまだの事業所様は5月に送付しました「納付書」によりお早めに納付くださいますようお願い申し上げます。

本年度も事業計画にもとづき、当協会は、県内の社会保険に加入している事業所様を会員として、社会保険制度の普及発展及び職員やその家族の皆さまの健康づくりと福利の増進に努めてまいります。

また、本年度の事業計画につきましては、協会ホームページ（協会の概要）に掲載してございます。

協会ホームページでも各種事業を随時ご案内していきますので、どうぞご利用ください。

協会の各種事業は会員事業所様の会費を唯一の財源として運営しておりますので、今後ともご支援賜りますようお願い申し上げます。



事業所の名称や住所を変更した場合はお知らせください

※事業所名称や住所等に変更がございましたら、お手数ですが下記の用紙にてご記入の上、FAX または Eメールにてお知らせください。

会員事業所変更届

変更前	事業所記号番号	※封筒の宛名下に記載されています	
	フリガナ		
	事業所名		
	事業所住所	〒	—
	電話番号		

※該当箇所に○をしていただき、変更後の内容を記入してください。



変更後	<input type="radio"/> 事業所記号番号	【記入例】那 - アイウ 1111	
	<input type="radio"/> フリガナ		
	<input type="radio"/> 事業所名		
	<input type="radio"/> 事業所住所	〒	—
	<input type="radio"/> 電話番号		
連絡事項		ご担当者名	

送付先・お問い合わせは
沖縄県社会保険協会

FAX 098-861-2682 TEL 098-861-2681
E-mail : okisyakyo@ryucom.ne.jp

社会保険

Q&A

「教えて城間先生!!」

Vol.5

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。
今回は健康保険被扶養者認定についてです。



城間先生

Q

妻を扶養家族としていますが、最近出勤日数が増え、月によっては12万円であったり、11万であったりします。この場合、扶養家族の非該当届を提出しなければなりませんか？



会社員（男性）

A

健康保険被扶養者認定については、年間収入が130万円未満であることが要件の一つとされています。この年間収入については、今後1年間の収入を見込んで各保険者（加入している健康保険組合）が判断することとしており、その認定に当たっては、過去の収入、または将来の収入の見込みなどを用いることとしています。

Q

では、どうなるのでしょうか???

A

例えば、認定時（前回の確認時）には想定しなかった事情により、一時的に収入が増加し、直近3カ月の収入を年間に換算すると130万円以上になる場合であっても、今後1年間の収入が130万円未満になると見込まれる場合には引き続き、被扶養者として認定されます。

Q

それが聞いて良かったです！では一時的なものであれば扶養家族としていいんですね。

A

また、被扶養者認定を受けている方の過去1年間の収入が、昇給または恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情等により、その1年間のみ上昇し、結果的に130万円以上なった場合においても、原則として、被扶養者認定が遡って取り消されることはありません。

被扶養者の認定の詳細については、被保険者の方がお勤めの会社や、加入している健康保険組合、協会けんぽへご相談下さい。



その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

無料電話相談

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

9月：3日（金）、10日（金）、17日（金）、24日（金）

10月：1日（金）、8日（金）、15日（金）、22日（金）、29日（金）

各午後1時から
午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

